

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、市に提出される市申告書、税務署で提出された確定申告書、事業所より提出される給与支払報告書、年金支払者より提出される年金支払報告書等をもとに個人住民税を計算、賦課決定し通知する。賦課決定後は税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。</p> <p>また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から納税証明書等を発行する。</p> <p>【内容】</p> <p>①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、法定調書、市民税申告書等)の収集。</p> <p>②個人住民税の賦課決定・更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</p> <p>③住民登録外住民への課税及び住民登録自治体への通知</p> <p>④行政機関、他自治体等から那覇市への所得調査等への回答、那覇市から行政機関、他自治体等への税務調査</p> <p>⑤給与支払者等からの届出書(給与所得者異動届出書等)の受理及び更正処理</p> <p>⑥個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知</p> <p>⑦他自治体に課税権があることが判明した場合の資料回送</p> <p>⑧賦課情報に基づく納税証明書等の発行</p>
③システムの名称	<p>①Acrocity税システム:個人住民税</p> <p>②TOMAS:課税原票管理システム</p> <p>③国税連携:システム</p> <p>④eLTAX:システム</p> <p>⑤庁内連携システム</p> <p>⑥宛名システム(番号連携サーバー)</p> <p>⑦中間サーバー</p> <p>⑧個人住民税課税支援システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第一の主務省令で定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二の27の項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二の</p> <p>1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第1.2.3.4.6.7.10.12.13.19.20.21.22.23.25.28.31.34.35.36.37.38.40.43.44.47.49.50.51.54.55.58.59条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那覇市役所 企画財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市役所 企画財務部 市民税課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-861-3328

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	市民税課長 根間 秀夫	市民税課長 祖慶 正淳	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には
平成28年4月1日	I-7 請求先	那覇市役所 総務部総務課市政情報センター	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター	事後	" " "
平成28年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日時点	平成28年3月28日時点	事後	
平成28年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月26日時点	平成28年3月28日時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-②部署	市民税課長 祖慶 正淳	市民税課長	事後	組織変更内の課長名は削除。
平成31年4月1日	II-1 対象人数 いつの時点の係数か	平成28年3月28日	平成30年3月11日	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数 いつの時点の係数か	平成28年3月28日	平成30年3月11日	事後	
平成31年4月1日	IV-1 提供する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う新記載。
平成31年4月1日	IV-2 目的外の入手が行なわれるリスクへの対策は十分		特に力を入れている	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐		十分である	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの		十分である	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は		特に力を入れている	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-5 不正な提供・移転が行なわれるリスクへの対策は		十分である	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続		[○]接続しない(入手)	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行なわれるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-8 実施の有無		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	" " "
平成31年4月1日	IV-9 従業員に対する教育・啓発		十分に行なっている	事後	" " "
令和2年2月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月28日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月28日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-7 請求先	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,1 08,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35 ,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,1 08,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35 ,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条	事後	